

産業建設 常任委員会

◎下深迫孝二 厚地 寛 ○前島 広紀 新橋 実 木野田 誠 常盤 信一 中馬 幹雄 岡村一二三 志摩 浩志

●審査した議案・陳情

Table with 2 columns: 議案/陳情 No. and 内容. Items include霧島市中小零細企業振興条例の制定について, 霧島市空家等対策協議会条例の制定について, etc.

環境福祉 常任委員会

◎時任 英寛 今吉 歳晴 ○宮本 明彦 蔵原 勇 徳田 修和 宮内 博 中村 満雄 植山 利博

●審査した議案・陳情

陳情 第3号 HTLV-1(ヒトT細胞性白血病ウイルス1型)に感染した母親への粉ミルク助成を求める陳情書.....賛成多数で採択

HTLV-1に感染した母親への粉ミルク助成

HTLV-1の感染者数は全国で100万人以上と言われ、鹿児島県においては10人に1人が感染者とも言われている。このウイルスにより、歩行障害や排尿障害が進行するHTLV-1関連脊髄症(HAM)や成人T細胞白血病(ATL)、白血病リンパ腫といった重篤な疾病を発症し、いまだ有効な治療法が確立されていない。感染者は発症の恐怖に向き合いながら苦悩の日々を送っている。

ていただきたいとの陳情者説明。

問 本市のHTLV-1感染者は、推計何名くらいか。また、粉ミルクだけの対応で十分なのか。

答 本市の年間出産数が約1200名、国の平均感染者の比率が1.5%と言われているので、感染者は年間20名くらいと思う。粉ミルクだけの対応で十分とは言えないが、感染予防の有効手段として認められている。

問 ひと月にかかる粉ミルクの量及び金額はどれくらいか。また、粉ミルクで育てる期間はどれくらいか。

答 0歳から6か月で1缶約3千円。6か月以上で約2千円。月2缶から3缶は必要であり、月1万円程度の負担となる。断乳・離乳時期は個々で違うが、1年から1年半程度である。

本県は昭和60年代から

HTLV-1抗体検査を妊婦検診に取り入れ、平成22年10月から国も公費負担の対象としている。

問 感染の主な経路は母乳を介しての感染で、ほかには性感染・血液感染がある。献血では、血液検査が実施されており、新たな感染は発生していない。HTLV-1は人から人に感染するが、唾液での感染はまずなく、職場・学校・共同浴場・プール等での感染はしない。

現在、発病予防策がないため、HTLV-1の感染拡大を防ぐことが重要であり、主な感染経路である母子感染を防ぐことが急務である。

問 感染者へ粉ミルクを支給している県内の市町村は、鹿児島市と南さつま市で、2市とも1歳の誕生日までの12か月間、粉ミルク缶の現物支給を行っている。南さつま市は所得制限を設けていないが、鹿児島市は所得税非課税世帯へ限定している。

会として、空家対策の協議を行うための第三者機関である「霧島市空家等対策協議会」を設置するため制定する。

問 委員については、法に基づき市長、地域住民、建築等に関する学識経験者で構成し、「空家等対策計画」の作成等に関する協議のほか、特定空家の判断や措置の方針等、広く本市の空家対策に関する協議をお願いするとの説明。

問 助成を実施している鹿児島市・南さつま市の例で試算すると本市では、どの程度の経費が発生するか。

答 出生者1300名で、陽性率1・58%で21名程度、月1缶2千円の12か月で試算すると50万4千円になる。

問 粉ミルクで育てても完全に感染を防ぐことはできないとも言われているがどうか。

答 胎内での母子感染も考えられている。今回の陳情を受けて、粉ミルクの助成について議論してきた。鹿児島市での粉ミルクの助成は、栄養が摂りにくい時代から始まっている。HTLV-1感染者への助成も制度として加え、多児世帯にも助成されている。本市でも、エイズ、肝炎ウイルスの方、抗がん剤などを服用し、母乳をあげられないという事

情の方もおられる。具体策には至っていないが、母子保健という観点からも検討したいと思う。

所管事務調査より

環境福祉常任委員会で、昨年より錦江湾・霧島市内河川の水質について、所管事務調査を実施しています。

5月15日には小浜・広瀬海岸干潟の現地調査、6月29日には生活環境部へ質疑を行い、河川の水質状況、錦江湾湾奥地域の合併浄化槽推進状況の確認を行いました。9月定例会で政策提言ができるよう調査を引き続き行ってまいります。



小浜海岸での現地調査

霧島市中小零細企業振興条例の制定について

市内企業の9割以上を占めている中小零細企業において、経済情勢の変化や高齢化、人口減少社会の到来など社会構造の大きな変化等も加わり、経営環境が年々厳しさを増している現状である。

そこで、中小零細企業の更なる発展に向けた取り組みを、関係機関が一体となり継続的に推進し、企業振興につなげるとともに、地域経済の活性化と豊かな市民生活の実現のために本条例を制定するものである。

主な内容としては、企業振興に関する基本理念を定め、市の責務、企業の努力、関係者の役割等を明らかにするものであるとの説明。

問 これまで、どのような議論・経過を経たのか。

答 商工会議所・商工会・経済同友クラブ・県中小企業家同友会及び市において、7回ほど会合を開

き、そこで出された意見等をこの条例に反映させた。

問 プレミアム商品券は、商工会・商工会議所に入っていないと販売先にならないと聞かされたか。

答 販売には制限があり、商工会議所・商工会・観光協会の中から加盟店を選ぶことになっている。理由は、商工会議所・商工会の協力がなしにはできない事業であるからだ。

問 市内には中小零細企業はどのくらいあるか。

答 小規模事業所が4102事業所、中小企業が327事業所、大企業が55事業所の合計4484事業所である。

霧島市空家等対策協議会条例の制定について

平成26年11月27日に交付された「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、平成27年5月26日から全面施行されたことを受け、法に基づく協議

問 他自治体の参考事例はあるのか。

答 県内では、おそらく初めての動きである。

問 最後の行政代執行の判断はどうするのか。

答 判断基準をつくり、協議会で協議してもらい、地域の意見等を総合的に判断し、最後は市長が判断することになる。

土地の取得について

取得土地は、県工業技術センター近く、隼人町小田の41筆、面積8万6577・28㎡、地目は山林・原野・雑種地、取得金額は10億4883万4137円である。

問 造成地内に水道は敷設してあるのか。

答 市道小田西線には口径75mmが敷設してあり、団地内には口径40mmを引き込んでいます。

問 誘致企業は、予定されているのか。

答 現在、ある企業と交渉中である。



隼人町小田の工業団地用地